

## 【規則様式8】

公益社団法人日本青年会議所 御中

2025年 5月 14日

公益社団法人日本青年会議所  
北陸信越地区新潟ブロック協議会  
Go for ASPAC委員会  
委員長 佐藤浩司

### 著作物の引用における出所表記の確認及び報告書

今般、事業を実施するにあたり下記記載の出典より著作物の引用を行いました。

この引用に際し、幣会議・委員会において著作物の出所の表記および十分な確認を行い、適切な対応を済ませた旨、本書面をもってご報告致します。

事 業 名 [ 2025ASPACウランバートル大会におけるブース出展の企画・実施 ]  
対 象 資 料 名 [ 議案本文 審議対象資料7)新潟ブロック協議会紹介動画 ]

#### 【引用した文献等の記入欄】

新潟の観光地を分かりやすく映像化し、来訪してもらうため

①BGM:茶屋にて <https://dova-s.jp/bgm/play2193.html>  
フリーBGM DOVA-SYNDROME 作者 MATSU

②画像:高田城址公園桜会 <https://niigata-kankou.or.jp/photo/632>

③画像:長岡まつり大花火大会 - ミラクルスター・マイン <https://niigata-kankou.or.jp/photo/3444>  
公益社団法人 新潟県観光協会

【参照日】2025年5月12日

#### 【引用した文献等が著作権を侵さない根拠記入欄】

フリーBGM DOVA-SYNDROMEサイト利用規約より抜粋

当サイトの音源は、本契約の条件に沿う利用である限り、「用途・営利・非営利」を問わず無料で自由にご利用いただいております。

公益社団法人 新潟県観光協会写真デジタルデータ利用規約より抜粋

協会は、(1)から(10)に掲げる場合を除いた新潟県の観光振興を目的とした広報活動に限り、写真データの使用を許諾します。

- (1)写真データの画像素材自体に商品性が依存するものを製造、販売すること。(販売用の絵葉書、カレンダー、デジタルデータ集、商品カタログ等)
- (2)新潟県及び協会の観光施策やその実施に反するもの
- (3)宗教目的のみを意図するもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)犯罪行為に結びつくもの
- (6)第三者等の著作権を侵害するもの
- (7)第三者等の財産、プライバシー等を侵害するもの
- (8)第三者等を誹謗中傷するもの
- (9)選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
- (10)その他、各種法令に反するもの

・Webの場合

著作物の著者の氏名、著作物の存在場所、参照日時を記載

例) 【著者の氏名】働く人のイラスト フリー素材

【ドキュメントの完全な題目】〇〇地図

【完全なhttpアドレス】<http://wwwxxxxxx/xxxxx/xxxxx.html>

【参照日】〇〇年〇〇月〇〇日

【著作権を侵さない根拠】規約等から抜粋